

第14次労働災害防止計画の達成状況確認のため
点検表の回答にご協力をお願いします！



- **労働災害防止計画**とは、労働災害防止に関し基本となる目標及び重点課題等を厚生労働大臣が定める**5か年計画**です。
- 第14次労働災害防止計画は**令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間**です。
- 同計画では、事業者の皆様において労働者の協力の下実施いただく**8つの事項（アウトプット指標）**と、事業者が各事項を実施した**結果として期待される事項（アウトカム指標）**を定めており、毎年これらの値を用いて本計画の実施状況を確認・評価します（裏面参照）。
- 事業主の皆様におかれましては、これらの取組を積極的に推進いただき、計画期間内の各事項達成を目指せるよう、ご協力をお願いいたします。

- **アウトプット指標の実施状況確認のため点検表への回答をお願いします。**
- **スマートフォン、タブレット、パソコンから回答可能です。**
- **岩手労働局HP「大船渡監督署からのお知らせ」内の専用フォームからご回答をお願いします（所要時間5分）。**

Language Japanese 文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

厚生労働省 岩手労働局

ホーム

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内

大船渡監督署からののお知らせ

はじめに

岩手労働局 大船渡労働基準監督署管内の皆様にご案内します。

大規模火災関連

第14次労働災害防止計画について

大船渡労基署ニュース

各種報告書及び自主点検表について

受信専用メールアドレス

労働条件調査 出席者登録受付フォーム

各種リーフレット

チャットボットのご案内

災害統計

第14次労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画における取組状況の点検表について、下記フォームより回答をお願いしております。

14次防の取組状況点検フォーム ~大船渡監督署~

大船渡労基署ニュース

大船渡労基署ニュースはこちらです。

大船渡労基署ニュース

二戸監督署からののお知らせ

大船渡監督署からののお知らせ

労働基準監督署所在地一覧 | 岩手労働局

ページTopへ戻る

労働基準監督署

ハローワーク

盛岡新卒応援ハローワーク

わかちの支援コーナー

35歳からの就職応援

ハローワークマザーズ

厚生労働省ホームページ

岩手県公式ホームページ

相談窓口

総合労働相談

二次元コードはこちら！

第14次労働災害防止計画の概要

2023 アウトプット指標  アウトカム指標 2028	
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
➢ 転倒災害対策（ハード・ソフト両方から）に取り組む事業場の割合を50%以上とする ➢ 卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ➢ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させる	➢ 転倒の年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかける ➢ 転倒による平均休業見込日数を40日以下とする ➢ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる
高齢者の労働災害防止対策の推進	
➢ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする	➢ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
➢ 外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする	➢ 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
業種別の労働災害防止対策の推進	
➢ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業（荷主含む）の割合を45%以上とする ➢ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする ➢ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする ➢ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする	➢ 陸上貨物運送事業の死傷者数を 5%減少させる ➢ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる ➢ 製造業における機械での「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 5%減少させる ➢ 林業の死傷者数を15%以上減少させる
労働者の健康確保対策の推進	
➢ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする ➢ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする ➢ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする ➢ 労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする ➢ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする	➢ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする ➢ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする
化学物質等による健康障害防止対策の推進	
➢ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする ➢ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする ➢ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる	➢ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5年間で5%以上減少させる ➢ 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次労働災害防止計画の期間と比較して減少させる

第14次労働災害防止計画
詳細はこちら！

